

郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

郡山市長 椎根 健雄

郡山市条例第51号

郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年郡山市条例第68号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)

第2条 郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬の月額及びその額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支

(1)～(4) (略)

給割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。